



茨城県報

第 1 9 4 1 号

平成20年 1 月10日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の一部改正 (農業経済課)	2
木材業者等の登録 (林政課)	3
木材業者等としての登録票の書換え (林政課)	3
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課)	4
機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間 (漁政課)	4
定款変更の認可 (農村計画課)	4
県営土地改良事業の工事の完了 (2 件) (農村計画課)	4
換地計画の決定 (農地整備課)	5
道路の区域の変更 (7 件) (道路維持課)	5
都市計画事業の認可 (公園街路課)	9
更正換地処分の届出 (土地改良事務所)	9
土地改良事業の工事の完了 (土地改良事務所)	9

(選挙管理委員会)

委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数.....	10
選挙管理委員会第 1 回定例会の招集.....	10

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (3 件) (生活文化課)	10
地籍調査の成果認証 (農村環境課)	12
都市計画の案の縦覧 (都市計画課)	12
開発行為の工事完了 (6 件) (建築指導課)	13

(公安委員会)

駐車監視員資格者講習の実施.....	14
駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施.....	15

(労働委員会)

あっせん員候補者の公示.....	16
------------------	----

正 誤

平成19年12月25日付け茨城県報号外第183号中	17
---------------------------------	----

告 示

茨城県告示第 8 号

茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程（平成 3 年茨城県告示第128号）の一部を次のように改正する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 加工流通施設整備資金及び保健機能増進施設整備資金の利子補給率

貸付 期 間	資 金 種 類 融 資 機 関	加工流通施設整備資金			保健機能増進施設整備資金		
		A		B	A		B
		貸付金の うち 2 億 7 千万円 までの部 分	貸付金の うち 2 億 7 千万円 を超える 部分		貸付金の うち 2 億 7 千万円 までの部 分	貸付金の うち 2 億 7 千万円 を超える 部分	
6 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
6 年を超え 7 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
7 年を超え 8 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
8 年を超え 9 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
9 年を超え 10 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
10 年を超え 11 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
11 年を超え 12 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%	年1.00%	年0.75%	年1.50%	年1.25%	年1.00%
	上記以外の場合	年0.60%	年0.35%	年0.10%	年0.85%	年0.60%	年0.35%
12 年を超え 13 年以内	ガイドライン第 3 の 2 の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%

13年を超え 14年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.15%	年0.90%	年0.65%	年1.40%	年1.15%	年0.90%
	上記以外の場合	年0.50%	年0.25%	-	年0.75%	年0.50%	年0.25%
14年を超え 15年以内	ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.05%	年0.80%	年0.55%	年1.30%	年1.05%	年0.80%
	上記以外の場合	年0.40%	年0.15%	-	年0.65%	年0.40%	年0.15%

(注) 1 「A」とは、「B」に掲げる会社以外の者をいう。

2 「B」とは、資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする場合は5千万円、卸売業を主たる事業とする場合は1億円）を超え、かつ、その常時使用する従業員の数が300人（小売業を主たる事業とする場合は50人、サービス業又は卸売業を主たる事業とする場合は100人）を超える会社をいう。

(2) 生活環境施設整備資金の利子補給率

融資機関	貸付対象者	農 林 漁 業 者	農 業 協 同 組 合 等
		ガイドライン第3の2の(1), (3)及び(5)の場合	年1.25%
	上 記 以 外 の 場 合	年0.60%	年0.60%

(注) 「農業協同組合等」とは、農業協同組合その他の農林漁業者の組織する団体又はガイドライン第3の1の(3)に規定する第3セクターをいう。

付 則

- この告示は、公布の日から施行する。
- この告示による改正後の茨城県中山間地域活性化資金利子補給金交付規程の規定は、平成19年12月19日以後になされた貸付けに係る中山間地域活性化資金利子補給について適用し、同日前になされた貸付けに係るものについては、なお従前の例による。

茨城県告示第9号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第5条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等として登録を行った。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 木材業者登録

登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所在地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名称)	営業所又は工場		業 種	備考
					所在地	名称		
1170	H19.12.26	久慈郡大子町上郷2993 2	大蔵 康一	大蔵林業	住所に同じ	商号に同じ	素材生 産業 販売業	

茨城県告示第10号

茨城県木材業者等登録条例（昭和36年茨城県条例第6号）第8条第1項の規定に基づき、次の者を木材業者等とし

て登録票の書換えを行った。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

区分	登録 番号	登 録 年月日	住 所 (所 在 地)	氏 名 (代表者氏名)	商 号 (名 称)	営業所又は工場		業 種	備考
						所在地	名 称		
変更前	1007	H18・8・1	水戸市元吉田町1572 - 6	荒井とよ子	(有)荒井材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
変更後	同上	同上	同上	富岡 進	同上	同上	同上	同上	
変更前	1138	H18・8・1	ひたちなか市田中後7364	高田憲一郎	(株)高田屋材木店	住所と同じ	商号と同じ	販売業	
変更後	同上	同上	同上	高田 広	同上	同上	同上	同上	

茨城県告示第11号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

平成15年12月25日付け茨城県告示第1974号

茨城県告示第12号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第2項の規定に基づき、機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

申請期間 平成20年 1 月15日から平成20年 1 月25日まで

茨城県告示第13号

玉川沿岸土地改良区から平成19年12月17日付けで申請のあった定款変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により平成20年 1 月 4 日認可した。

なお、この認可については、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、茨城県を被告として認可の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第14号

平成4年8月5日で計画を確定した県営豊里東部地区土地改良事業（畑地帯総合整備事業・区画整理）については、

平成18年 3 月 9 日に工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第15号

平成 4 年 8 月 5 日で計画を確定した県営豊里東部地区土地改良事業 (畑地帯総合整備事業・農道) については、平成17年 3 月14日に工事が完了したので、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第16号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の 2 第 1 項の規定により県営圃場整備事業細浦地区 (全換地区) に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 4 項で準用する同法第87条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に茨城県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成20年 1 月11日から

平成20年 2 月 8 日まで

3 縦覧の場所

東海村役場

茨城県告示第17号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 1 月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字石井字宮廻1417番 1 地先から 笠間市大字笠間字石崎1440番 5 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 18.4 最小 18.4	メートル 124	
笠間市大字石井字宮廻1417番 1 地先から 笠間市大字笠間字石崎1440番 5 地先まで 笠間市大字石井字宮廻1417番 1 地先から 笠間市大字笠間字宮廻1427番 2 地先まで	(A) 新 (B)	最大 18.4 最小 18.4 最大 55.1 最小 7.8	124 128	迂回道路新設

茨城県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市大字箱田字古山下1270番10 地先から 笠間市大字箱田字表1207番 1 地先まで	(A) 旧 (B)	メートル 最大 11.5 最小 11.0 最大 11.8 最小 11.0	メートル 131 120	
	新 (A)	最大 11.8 最小 11.0	120	迂回路撤去

茨城県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 門井山方線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市西塩子字田代1793番 7 地先から 常陸大宮市北塩子字火打田1757番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 45.0 最小 5.0	メートル 865	
常陸大宮市西塩子字田代1793番 7 地先から 常陸大宮市北塩子字火打田1757番 1 地先まで	(A)	最大 45.0 最小 5.0	865	バイパス新設
常陸大宮市西塩子字田代1793番 7 地先から 常陸大宮市北塩子字下山下1822番 1 地先まで	新 (B)	最大 35.0 最小 7.5	738	

茨城県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 293号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市北塩子字下山下1822番 1 地先から 常陸大宮市北塩子字下山下1801番 2 地先まで	旧	メートル 最大 16.0 最小 14.0	メートル 160	
	新	最大 17.5 最小 14.0	160	現道拡幅

茨城県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年 1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 上桧沢下小川停車場線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸大宮市大字下桧沢字中之内 2599番 4 から 常陸大宮市大字下桧沢字中之内 2596番 2 まで	旧	メートル 最大 4.4 最小 3.6	メートル 122	
		新	最大 17.2 最小 4.0	122

茨城県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田大子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市町田町字平出し453番 1 地先から 常陸太田市町田町字石田172番 1 地先まで	旧	メートル 最大 26.2 最小 4.6	メートル 862	
		(A)		
	新 (B)	最大 23.5 最小 12.8	903	旧道移管

茨城県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年1月10日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成20年1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 島並鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
行方市両宿字梨ノ木804番 6 地先から 行方市内宿字新城1609番11地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 5.0	395	
		最小 3.5		
		(A)		
	(B)	最大 20.0	287	
		最小 13.5		
新 (A)	最大 20.0	287	旧 道 移 管	
	最小 13.5			

茨城県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

土浦市

2 都市計画事業の種類及び名称

土浦・阿見都市計画道路事業

3・5・3号 木田余神立線

3 事業施行期間

平成20年 1月10日から

平成24年 3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

茨城県土浦市木田余字宝積並びに神立町字祢宜久保，字榎戸，字松山，字青木谷，字山中，字杉山，字西原，字中道，字川山，字川上及び字西ノ下地内

(2) 使用の部分

なし

茨城県告示第25号

平成19年11月 9 日付け稲土改指令第 5 号をもって認可した団体営ほ場整備事業沼里第三地区（全換地区）の換地計画の更正については、稲敷市から更正換地処分をした旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第 96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

平成20年 1月10日

茨城県稲敷土地改良事務所長 清 田 俊 昭

茨城県告示第26号

平成14年 6 月21日付け銚土改指令第 5 号及び 6 号をもって同意のあった、行方市が行う基盤整備促進事業（農道整備）藤井地区については、平成19年11月12日に工事が完了した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2

第 1 項の規定に基づき届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成20年 1月10日

茨城県鉾田土地改良事務所長 大 津 武

~~~~~  
(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第 1 号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第 1 項の規定に基づく委員の解職請求における連署を要すべき選挙権を有する者の法定数は次のとおりである。

平成20年 1月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

茨城海区漁業調整委員会 888人

霞ヶ浦北浦海区漁業調整委員会 1,295人  
~~~~~

茨城県選挙管理委員会告示第 2 号

平成20年第 1 回定例会を次のとおり招集する。

平成20年 1月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 大 津 晴 也

1 日 時

平成20年 1月15日（火）午前10時30分

2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

3 議 題

- (1) 平成20年第 3 回定例会の日程等について
 - (2) 市町村選挙の結果について
 - (3) 政治団体の設立届出等の状況について
 - (4) その他
- ~~~~~

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成20年 2月14日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 茨城県芸術文化育成舎

3 代表者の氏名

山 内 和 幸

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市宮町 2 丁目 5 番 5 号

5 定款に記載された目的

この法人は、広く市民に対して、芸術・文化に関する事業を行い、茨城県の芸術・文化に寄与することを目的とする。

1 申請のあった年月日

平成19年12月14日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ピーコネクト

3 代表者の氏名

吉 田 章

4 主たる事務所の所在地

茨城県坂東市長須2974番地 1

5 定款に記載された目的

この法人は、生産技術、情報通信技術、流通網（特に物流）のインフラが整った事により、すべての業種において、技能者（熟練者）からの「知識」・「経験」・「技能」の支援をいただき、現在、世の中にある多くの物事に対して、柔軟な発想での組み合わせを行うことで、新たな事業の企画・提案・実践・支援を行い、雇用の拡大、市区町村の活性化などに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成20年 2 月18 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年12月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 日立太陽の家

3 代表者の氏名

中 山 達之助

4 主たる事務所の所在地

茨城県日立市城南町 5 丁目 1 番18号

5 定款に記載された目的

この法人は、日立市及び近隣市町村で生活する心身障害児（者）に対して、日常生活や余暇活動等を支援することに関する事業を行い、日々の生活に潤いと生き甲斐を創造し、もってノーマライゼーションの理念に基づき、豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とする。

地籍調査の成果認証

銚田市、久慈郡大子町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により認証した。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	銚田市、久慈郡大子町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	銚田市上釜・沢尻・荒地・玉田の各一部 平成19年 1月 9日から 平成19年 9月28日まで 久慈郡大子町大字高柴の一部 平成18年 5月30日から 平成19年 2月27日まで
認 証 年 月 日	平成20年 1月 4日

都市計画の案の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により、水海道都市計画用途地域を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、茨城県に意見書を提出することができる。

平成20年 1月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 第二種低層住居専用地域

(ア) 追加する部分

常総市内守谷町きぬの里 2 丁目24番地

常総市内守谷町きぬの里 3 丁目 1 番地の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率50%以下、容積率100%以下

(2) 第一種中高層住居専用地域

(ア) 削除する部分

常総市内守谷町きぬの里 1 丁目13番地

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(3) 第二種中高層住居専用地域

(ア) 削除する部分

常総市内守谷町きぬの里 2 丁目24番地

常総市内守谷町きぬの里 3 丁目 1 番地

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(4) 第二種住居地域

(ア) 追加する部分

常総市内守谷町きぬの里 1 丁目13番地

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

(5) 準住居地域

(ア) 追加する部分

常総市内守谷町きぬの里 3 丁目 1 番地の一部

(イ) (ア)に係る規制の内容

建ぺい率60%以下, 容積率200%以下

3 都市計画の案の縦覧場所

(1) 茨城県土木部都市局都市計画課

(2) 常総市役所都市建設部都市整備課

4 縦覧期間

平成20年 1 月10日から平成20年 1 月24日まで

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 1 月10日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

牛久市柏田町字長山3231番30, 同番31

2 事業主の住所及び氏名

常総市水海道山田町4663番地

日栄商事 株式会社

代表取締役 小見川 吉 博

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市小堤字鷺山北2099番 6, 同番15

2 事業主の住所及び氏名

古河市小堤2001番地 2 第 2 サンハイツ202号

諏 訪 憲 幸

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

古河市下大野字向山2188番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

古河市上辺見895番地 2 上辺見アパート A - 102

永 塚 和 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

結城市大字結城字山田内6845番11

- 2 事業主の住所及び氏名

結城市大字鹿窪1305番地の 3 (県営鹿窪アパート 5 - 302)

石 黒 良 治

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町桜井字馬場399番12, 400番12, 401番18

- 2 事業主の住所及び氏名

桜井市真壁町古城47番地の 2

(株)礎

(代)伊 東 裕 嗣

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字上小橋字作兵衛分309番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字西泉田754番地 4

落 合 久美子

(公 安 委 員 会)

駐車監視員資格者講習の実施

道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する講習 (以下「駐車監視員資格者講習」という。) を次のとおり行うので、確認事務の委託の手續等に関する規則 (平成16年国家公安委員会規則第23号) 第 6 条の規定により公示する。

平成20年 1月10日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

- 1 期日

- (1) 1 日目 平成20年 2月13日 (水) 午前 9 時00分から午後 5 時10分まで
- (2) 2 日目 平成20年 2月14日 (木) 午前 9 時00分から午後 5 時10分まで
- (3) 考 査 平成20年 2月21日 (木) 午前 9 時00分から午前10時00分まで

- 2 場所

(社)茨城県指定自動車教習所協会 東茨城郡茨城町長岡3814-9

3 受講手続に関する事項

(1) 申込み方法

受講者本人が、駐車監視員資格者講習受講申込書を持参して行うこと。

なお、駐車監視員資格者講習受講申込書には、申し込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けること。

(2) 受講手数料

ア 金額

19,000円

イ 納入方法

受講手数料相当の茨城県収入証紙を駐車監視員資格者講習受講申込書にはり付けること。

ウ 納入された手数料は、駐車監視員資格者講習を受講しなかった場合においても返還しない。

(3) 申込み期間及び受付時間

平成20年1月10日(木)から平成20年2月6日(水)までの午前8時30分から午後5時15分までの間(土、日及び祝日を除く。)

(4) 申込み先

水戸市笠原町978-6

茨城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 029-301-0110 (内線5135~5138)

4 受講定員

受講定員は50名とし、申込み期間中であっても定員になり次第締め切る。

~~~~~  
駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定の実施

道路交通法(昭和35年法律第105号)第51条の13第1項第1号口の規定により、駐車監視員資格者講習の過程を修了した者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定を、次のとおり行うので公示する。

平成20年1月10日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 定 俊

#### 1 期日

平成20年2月21日(木) 午前9時00分から午前10時00分まで

#### 2 場所

(社)茨城県指定自動車教習所協会 東茨城郡茨城町長岡3814-9

### 3 認定手続に関する事項

#### (1) 申込み方法

受講希望者本人が、認定申請書を持参して行うこと。

なお、認定申請書には、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真をはり付けること。

#### (2) 認定手数料

##### ア 金額

4,500円

##### イ 納入方法

認定手数料相当の茨城県収入証紙を認定申請書にはり付けること。

ウ 納入された手数料は、認定を受けなかった場合においても返還しない。

(3) 申込み期間及び受付時間

平成20年 1月31日 (木) から平成20年 2月 6日 (水) までの午前 8時30分から午後 5時15分までの間 (土曜日及び日曜日を除く。)

(4) 申し込み先

水戸市笠原町978 - 6

茨城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係

電話 029 - 301 - 0110 (内線5135 ~ 5138)

4 定員

受講定員は20名とし、申し込み期間中であっても定員になり次第締め切る。

~~~~~  
(労 働 委 員 会)

あっせん員候補者の公示

茨城県労働委員会は労働関係調整法 (昭和21年法律第25号) 第10条の規定によるあっせん員候補者を、労働委員会規則 (昭和24年中央労働委員会規則第 1号) 第68条第 1項の規定により、次のとおり公示する。

平成20年 1月10日

茨城県労働委員会会長 片 桐 章 典

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 歴
片 桐 章 典	昭和55年10月17日	弁 護 士 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 県 弁 護 士 会 会 長
野 阪 滋 男	昭和56年 2月19日	茨 城 大 学 名 誉 教 授 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 大 学 教 授
小 泉 尚 義	平成 9年11月20日	弁 護 士 茨城県労働委員会公益委員	茨 城 県 弁 護 士 会 会 長
鎌 田 耕 一	平成15年 4月17日	東 洋 大 学 法 学 部 教 授 茨城県労働委員会公益委員	流 通 経 済 大 学 法 学 部 教 授
内 田 一 廣	平成16年12月 1日	茨 城 県 労 働 委 員 会 公 益 委 員	茨 城 県 人 事 委 員 会 事 務 局 長
児 島 強	平成19年12月20日	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 茨 城 県 連 合 会 会 長 茨城県労働委員会労働者委員	電 機 連 合 茨 城 地 方 協 議 会 議 長
菊 池 正 則	平成16年12月 1日	自 治 労 茨 城 県 本 部 執 行 委 員 長 茨城県労働委員会労働者委員	自 治 労 茨 城 県 本 部 書 記 長
山 崎 正 美	平成16年12月 1日	住 友 金 属 労 働 組 合 連 合 会 委 員 長 茨城県労働委員会労働者委員	住 友 金 属 鹿 島 労 働 組 合 委 員 長
宇 野 幹 夫	平成18年12月 1日	私 鉄 総 連 茨 城 県 私 鉄 労 働 組 合 連 合 会 執 行 委 員 長 茨城県労働委員会労働者委員	茨 城 交 通 労 働 組 合 副 執 行 委 員 長
宮 永 義 和	平成19年 9月20日	情 報 産 業 労 働 組 合 連 合 会 茨 城 県 協 議 会 議 長 茨城県労働委員会労働者委員	N T T 労 組 東 関 東 総 支 部 副 執 行 委 員 長

氏 名	委嘱年月日	現 職	前 歴
野 口 芳 男	昭和63年12月 1日	社団法人茨城県経営者協会専務理事 茨城県労働委員会使用者委員	社団法人茨城県経営者協会事務局長
辺 津 守 男	平成 5年 2月18日	ひたちなかエネルギーロジック株式会社 代 表 取 締 役 会 長 茨城県労働委員会使用者委員	鹿島運輸株式会社代表取締役社長
柴 田 文 弘	平成18年 2月16日	株 式 会 社 日 立 製 作 所 電 力 グ ル ー プ 日 立 事 業 所 副 事 業 所 長 茨城県労働委員会使用者委員	株 式 会 社 日 立 製 作 所 都 市 開 発 シ ス テ ム グ ル ー プ 総 務 部 長
内 田 勉	平成18年12月 1日	株 式 会 社 カ ス ミ 執 行 役 員 人 事 総 務 本 部 マ ネ ジ ャ ー 兼 秘 書 室 マ ネ ジ ャ ー 茨城県労働委員会使用者委員	株 式 会 社 カ ス ミ 執 行 役 員 人 事 総 務 本 部 マ ネ ジ ャ ー
湊 裕 彦	平成18年12月 1日	住 友 金 属 工 業 株 式 会 社 鋼 板 ・ 建 材 カ ン パ ニ ー 鹿 島 製 鉄 所 副 所 長 兼 総 務 部 長 茨城県労働委員会使用者委員	住 友 金 属 工 業 (株) 東 京 本 社 総 務 部 長
坂 本 達 男	平成19年 4月19日	茨城県労働委員会事務局長	商 工 労 働 部 次 長
富 澤 信 央	平成19年 4月19日	茨城県労働委員会事務局次長	生 活 環 境 部 国 際 課 副 参 事
佐 藤 芳 成	平成18年 4月20日	茨城県労働委員会事務局総務調整課長	企 画 部 情 報 政 策 課 課 長 補 佐
軍 司 政 博	平成19年 4月19日	茨城県労働委員会事務局審査課長	企 画 部 事 業 推 進 課 課 長 補 佐

(注) 委嘱年月日は、当初の委嘱年月日である。

~~~~~

---

正 誤

---

平成19年12月25日付け茨城県報号外第183号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

| ページ | 行     | 誤               | 正                |
|-----|-------|-----------------|------------------|
| 34  | 上から 6 | (平成19年茨城県条例第 号) | (平成19年茨城県条例第62号) |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)